

議事日程第3号

平成26年2月28日(金)

第1 議案上程(議案第2号から第34号まで)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭	10番 安田健次郎
11番 米谷勝	12番 高野寛志	13番 古仲清紀
14番 土井文彦	15番 小松穂積	16番 中田謙三
17番 戸部幸晴	18番 船木正博	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	杉本光
主席主査	湊智志
主査	杉本一也
主査	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	監査委員	湊忠雄

総務企画部長	山 本 春 司	市民福祉部長	船 木 道 晴
産業建設部長	渡 辺 敏 秀	教 育 次 長	小 玉 一 克
企 業 局 長	佐 藤 稔	総務企画課長	原 田 良 作
財 政 課 長	目 黒 重 光	税 務 課 長	佐 藤 盛 己
生活環境課長	渡 部 源 夫	子育て支援課長	天 野 綾 子
福祉事務所長	鈴 木 金 誠	農林水産課長	佐 藤 喜代長
観光商工課長	松 橋 光 成	建 設 課 長	三 浦 秋 広
下 水 道 課 長	千 田 俊 彦	若美総合支所長	蓬 田 司
病院事務局長	杉 山 武	会 計 管 理 者	石 川 静 子
学校教育課長	鈴 木 雅 彦	生涯学習課長	大坂谷 栄 樹
生涯学習課長	加 藤 秋 男	監査事務局長	笹 川 貞 俊
農委事務局長	中 田 和 彦	企業局管理課長	安 藤 恒 昭
選管事務局長	(総務企画課長併任)		

午前10時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 議案第2号から第34号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第2号から第34号までを一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。18番船木正博君の発言を許します。18番

○18番（船木正博君） おはようございます。

私の方からは、議案第16号から議案第19号までの権利の放棄について質問いたします。

ちょっと見た感じで多いのではないかなと思ひまして、ちょっとご質問してみますけれども、貸し付けする際の対象者の状況をどのように判断して、返済可能かどうかをしっかりと精査しての貸し付けだったのかどうか、その辺の貸し付け基準とか審査状況をお知らせください。

まず、1点目はそれです。よろしくお願ひします。

○議長（吉田清孝君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

この災害援護資金につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づきまして、男鹿市の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により貸し付けをしているものでございまして、今回の権利の放棄4件につきましては、日本海中部地震の際の貸し付けでございます。

この基準と審査と申しますか、申請に当たっては、当然罹災証明、所得証明、その他添付書類をつけるわけですが、法令上、求められておりますのは、要する

に所得、一定の所得以下でなければ貸し付けができないというような規定はございません。ただ、当時、この申し込みがありまして、返済能力等をどのように審査したかということにつきましては、何分30年も前のことではございまして、関係書類等からちょっとその当時の審査の状況を伺い知るということではできませんでした。

その申請者につきましては、当時、旧男鹿で205件、旧若美で204件、合わせて409件となっております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。18番

○18番（船木正博君） 日本海中部地震のということで30年以上も前、関係者もそうすればかなりいなくなっているという、そういうふうな事情、わかりました。それでも一応まず質問いたしますけれども、その当時としてしっかり判断基準を見きわめて貸し付けしているとは思いますが、決して安易な貸し付けではないと思いましたが、その辺のところの事情は、当時の方たちがそれなりの事情を抱えた人たちに貸し付けをしたということで、じゃあ理解いたします。

今後もしいろいろな震災とかありまして、このような事例がまた発生すると考えられますけれども、現在そのような、もし市の方で、この前もいろいろ震災等ありました。そういうふうな貸し付け等が見込まれる事例が、まず見込まれるようなことがありましたら、お知らせしてもらいたいと思います。

このように権利の放棄とかがふえてきますと、市の財政にも影響するということだと思いますので、その辺、今後でもですね、より慎重に審査する必要があると思いますが、そういうところを含めながら、これから取りかかっていたきたいと思います。

それから、30年前ということで詳しいことわからないですので、もっと聞きたいと思ったんですけども、それはやめておきます。

こういうふうな事例が発生した場合にですね、国や県、それから市の方に何らかのその支援とかですね補償とかはあるものなんでしょうか。返済不能になったそういう事例のですね、市に対しての補償とかそういうふうのは国と県にはないのでしょうか。もしあったら、そういうのも利用しながら進めていった方がいいと思います。

それから、決して貸し付けを渋るとかそういうことをお願いしているのじゃなくてですね、貸し付け必要な人もいらっしゃると思います。そういうふうな困っている人

のところも救済をしなければいけないということがありますので、返済不能なそういうふうな方がおられましてもですね、何らかの別の機関を紹介するとか、あるいは法的手段で救済するとか、これからそういうふうな事例が出てくると思いますので、そういうふうな対処方法もこれからは考えられるのではないかなと、そういうふうに思っております。あくまでも困っている人を見逃すのではなくてですね、双方の利益になって、財政と市民サービスの両立ができるような、血の通ったその施策をお願いしたいと思います。

ということで、今後このような事例が発生した場合に、またどういうふうな手段で取り組んでいくのか、その辺のところをもう一つ、もう一回お願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

この災害援護資金の貸付金につきましては、自然災害が対象になりますけれども、都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害が対象でございます。これらの災害によりまして負傷、または住居、家財に被害を受けた方に対しまして、生活の立て直しに資するため貸し付けるという資金であります。これにつきましては、貸し付けの原資につきましては、国が3分の2、県が3分の1ということで、簡単に言えば国・県から市が資金を借りて被災者に貸し付けるというものでございまして、その後、市が被災者から償還を受けまして、それを県の方へお返しするというような内容であります。

確かにもともと所得の低い方々を救済するというような制度でございまして、本来なかなかこの返済能力というのはどの程度かというのもありますけれども、実際、災害発生時にはどうしても被災者を救済するという観点から審査が他の事例でも行われているようございまして、余り返済能力の方を厳密に審査いたしますと、なかなか被災者の救済という面からは、なかなか厳しいものもあるというようなことで、特にこれは阪神・淡路大震災の際の貸付金につきましても、やはり同様の、要するに返済ができないというような事例がございまして、ある程度社会問題化しているものであります。

私どもといたしましては、対象となる災害が発生しないことが一番でございますけ

れども、実際、災害が発生しまして被災を受けた方を救済する観点から審査等はいたしますけれども、ある程度返済能力につきましても調査しながら、かつ滞納が発生した場合には分割納付など、いろいろなご相談を受けながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。18番

○18番（船木正博君） 部長、ありがとうございました。

できるだけ市の財政を圧迫しないように、いろいろお願いしたいと思います。借り方、貸す方、双方の利益になるように財政と市民サービス両立して、血の通った政策、対応をお願いしたいということで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 18番船木正博君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。6番

○6番（佐藤巳次郎君） 通告しないで申しわけないですけれども、ただいまの権利の放棄について質問させていただきますが、これを見ますと債務者ということで住所、氏名を書いている方、それから、債務者でも県外の方がいる一方、議案第18号は債務者借入れ時の住所ということを書いている方もおるわけで、そうすれば青森県の人が当時は男鹿市内だと思うんですけれども、この借入れ時の住所というのになってこないのかどうか、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいと。

それから、この災害援護資金の返済期日はいつなのか、30年も経過しておりますけれども、返済期日が過ぎていると思うんですけれども、それぞれの借入者の返済期日が違う場合もあるかと思っておりますけれども、そこら辺がどうなっているのか。それから、四百数十件の借入れがあって、現在も滞納しているのがあるのかどうか、あればどのぐらいの件数で、どのぐらいの金額があるのか、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

この権利の放棄4件にかかわります住所等のことでございますけれども、現実にこ

の議案第18号と第19号の方につきましては、借り入れ時の住所となっておりますけれども、この方々につきましては、例えば議案第18号の方につきましては、平成8年に他市の方へ転出後、行方不明となっております。また、議案第19号につきましても、平成7年に東京都の方へ転出後、こちらも行方不明となってございまして、現在の住所が判明しないということで借り入れ時の住所とさせていただきます。

この青森県の方につきましては、現在ここに住所があるわけでございまして、出身は協本であります。

それから、返済期日等でございますが、この災害援護資金につきましては、償還期間については10年、据え置き期間3年を含んで10年間で償還するという形になってございます。

ただ、このたびの4件の方々につきましても、途中幾らかずつ、平成16年ころまでとかそういうような感じで納付をしていただいた経緯がございまして、本来、時効期間は10年ではございますけれども、最終納付日の関係でそれぞれの時効の期間がちょっと異なっております。現在、未納の状況でございますけれども、15件、この今回の方々4名を含めまして15件ございまして、未納額につきましては、元金でおよそ1千万円程度となっております。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。6番

○6番（佐藤巳次郎君） 今回は4件ですか、4件の権利の放棄ということですがけれども、そうすれば今後とも権利の放棄というのが出てくる可能性があるということになるのかどうかですな。現在も滞納している方々が返済しているのかですよ、当時かなりの方々が借り入れしたということで、旧男鹿市の議会でも問題になった経緯があります。先ほど部長は、収入の少ない、生活が大変な方ということでしたけれども、当時、市議会議員をやっていた方にも貸したということで議会でかなり議論をされたこともあるわけです。その方もこの返済終わっているのかどうかですな、そこら辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

10年の借り入れ期間で現在30年もなっていて、今回このように権利放棄として出てくることについてですな、やはり30年を経ないとこういう権利放棄できないのか、もっと早めに普通はできるんじゃないのかな、金融機関あたりだと出て

くるんじゃないかと思えますけれども、そこら辺はどういう約定になっているのかですな、そこら辺についてお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） まず、今後も権利の放棄として出てくるのかどうかということでございますけれども、現在滞納となっている方々につきましても、非常に内容的には厳しいという方々もおられますし、そういう状況からしますと、今現在もう少し内容的にそれらの方々の精査しておりますけれども、今後も出てくる可能性はあります。現在未納の方々については、4名は何らかの形で最近納付をしていただいております。

当時の貸し付けの件でございますけれども、ちょっとお名前があれでございますけれども、返済が終わっているものと思われまます。

それから、30年以上経過して今回このような議案を出すということでございますけれども、この災害援護資金につきましては、いわゆる、私法上の債権でございます。いわゆる税等の公法上債権とは異なりまして、滞納処分等が自力ではできない債権であります。時効期間も10年でございますけれども、その期間を経過しても本人から時効の援用がなければ、これを債権として落とすことができないということになってございまして、今回の方々につきましても、例えば行方不明等につきましても、既に時効期間を経過していても本人から時効の援用がとれないと、そういうふうなことで議会の議決を経て債権を放棄したいというようなものでございます。実際、貸し付け後、償還に当たっていろいろ滞納が出てきたときには、ある程度の手続、要するに民事的な手続でなければ、ちょっと債権を回収できないというようなこともございまして、そういう面でなかなかできなかった部分があったのではないかなというふうに考えております。

今後、このような同様の状況が出てきた場合には、先ほどもちょっと申しましたけれども、分割納付の相談とか、あるいは民事的な対応等も考慮していかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。6番

○6番（佐藤巳次郎君） そうすれば、残された、まだ返済できないでいる方々の今後

について、返済可能ということなのか、今後またこのような形で権利放棄が出てくる
ということの予想が立てられるのかですな、そこら辺についてお聞きしたいと。

それと、この資金について国が3分の2、県が3分の1ということで、市がその資
金でもって貸し付けしたということで、この権利放棄をした元金等については、元金
なり利息なりについてですな、この市で被る損害も出てくるのか、国・県で終わるの
か、そこら辺はどういうふうになっているのかお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

今回の4件以外の滞納している方々につきましても、既に時効期間の10年を経過
している方々がございます。

また、借り受けしたご本人が亡くなったりと、そういうようなこともございまし
て、この亡くなったような方々につきましては、法律上、保証人等を含めてですね支
払いする、要するに回収の見込みがなければ、これを免除するという規定がございま
すので、亡くなった方々につきましては状況を精査し、支払能力がなければ法令の規
定に基づいて免除をしていくと。それ以外の所在のわかる方で時効期間を経過してい
る方々については、本人が時効の援用をすれば、これは議会の議決を経ることなく債
権として処理できますので、時効の援用を得られれば、この方々は議案としては出
まいません。ただ、所在が不明等の方々がいれば、これについては時効期間を経過
していれば、時効の援用が得られないこととなりますので、これらについてはまた議
案として十分出てくる可能性がございます。

それから、災害援護資金につきましては、先ほど申しましたように国が3分の2、
県が3分の1の原資でございまして、市が直接的には県から貸し付けを受けるとい
うことになってございます。借り受けした本人は償還期間が10年でございますけれど
も、市町村は県に償還するのが11年、償還期間が11年になってございます。本来
は10年目までは借受人が市の方へ償還した金額を県の方へ納めていくわけござい
ますけれども、11年目には県の方へは滞納額を含めて全額残りを償還しなければな
らない規定になってございまして、既に市の方では償還を終わっているはずござい
ます。そういう意味では、市の方の今回このように権利の放棄ということで債権を放

棄することにつきましては、市の財源に影響があったということでございまして、その点につきましては私どもも十分反省はしております。

○議長（吉田清孝君） 6番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。5番三浦利通君の発言を許します。5番

○5番（三浦利通君） 先ほどの関連でお尋ねしますけれども、まず最初に、貸し付けた時点で、貸し付け者が当時の男鹿市長だれだれという形をとって貸しているのか、それから、さっき保証人云々という話もありましたので、保証人はつけているのか、それから、担保的なものは貸し付け条件の中できちっととっているのかどうか確認したいと思います。

それから、原資は国3分の2、県が3分の1、しかしながら、こういう滞納があった場合は、その部分については市が償還しなければいけないとさっき部長の答弁であったが、そうだとすれば、市もそれなりの損害を被ってしまったということで、ずっとそれなりに多少おくれても償還してきたと。そのことによって償還の年数が延びていって、時効が発生しない方々も今現在もおられるかと思えますけれども、ある意味では当然と言えば当然、まじめに頑張って償還している方と、こういう形で時効になってしまったため、あと債権を放棄するというようなこういう状況が出てきた場合は、極めて不公平な処理の仕方をせざるを得ないような状況が発生してしまったと。貸した市側の責任というのは、当然一定の部分が問われてもおかしくないんでないかなと。じゃあ今まで市側が、そういう償還が滞っていた時点で、どういう回収の努力をしてきたのか、そこら辺についても具体的な回収努力の手法についてちょっとお聞かせください。

それとあと、この後、こういうふうなことがどんどん出てきた場合は、ちょっとやっぱり行政の事務執行側としては、怠慢的な行為と受け取られてもおかしくないような状況でないかなというような感じがするんだけど、そこら辺でこの後どういうふうな対応方、扱いについては、どう改善努力をしていこうとしているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

日本海中部地震発生後におきまして、先ほど申しましたように旧男鹿市で205件、旧若美町で204件という状況でございました。この災害援護資金につきましては、保証人をつけるということになってございまして、借り受けに当たってはそれぞれ連帯保証になりますので、保証人をつけていただいております。担保につきましては、これは法令上、必要はないという、当然被災者救済ということもございまして、これについては求められておりません。

それから、分納している方と払わない方で、当然分納していれば時効が停止しているわけございまして、そういう面では私どもも確かにどうかなという部分はございますけれども、できるだけすべての方が分納でも償還していただければということで、当時も恐らくやっつけてはきていただろうと思っておりますけれども、督促等いろいろ法的な手続はやってきておりますけれども、やはり私債権ということで税のように滞納処分もできないというようなことから、ちょっと民事的なそれに訴えてやるというのにちょっと躊躇したのかなというような感じがしております。

今後につきましては、同種のもので発生した場合につきましては、当然分割等の相談に先ほど申しましたように応じて払っていただくようにしますが、一定の払えるのに払わないような場合は、支払督促の制度とか民事的な手法で債権の回収に努めていきたいとは考えております。

いずれにしても、なかなかこの私法上の債権につきましては、全国的にもやはりいろいろ問題になっている部分でございまして、どうしても民事的なことでやらないと回収ができないという点がちょっと躊躇と申しますか、市の方でなかなか回収できなかった大きな理由ではないかと。今後につきましては、先ほど言いましたように、一定の手続のもとに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） 今、部長のお答えでは、恐らく10数年経った時点でそういう回収をするための市側の努力というか、きちっとした行為というか努力がなされなかった、イコール部長に言わせれば躊躇したと。でも、躊躇したでは通らない部分があるんでないかな、これはその時点での担当者というのか、やっぱりその時点でのトップも含めて、ある意味では職務を怠慢したことによって、結果としてはこういうふうな市側が損害を被らざるを得なかったということなんでないかと。そうすれば、

当然そういうものをずっと継承してきた市側、今現在の方々もそれなりのやっぱり一定の責任というか、そういった部分というのは示さなければぐあい悪いんでないかなという感じするんだけど、そうでないとこの種のやつというのは、こういうものがどんどん発生する可能性が多いし昨今の社会状況の中では、やっぱりぐあい悪いんでないかなという気はするんだけど、そこら辺の受けとめ方、さっきこの後の改善努力というようなその辺についても出しておりましたけれども、きちっとしてやっ
ていかなければ、他のもろもろの税務関係のことも含めてこういった手法というのは、そういう部分にもややもすれば悪しき前例となって影響を及ぼしたり出てきたりすれば大変なんでないかなという気がしますけれども、その点の受けとめ方というのは、これ部長が答えるべきか、上の方が答えるか、よくわかりませんが、その辺ちょっとお答えください。

○議長（吉田清孝君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

今まで30年以上経過して今回このような形で権利の放棄ということで出させていたただいた大きな理由の一つとしましては、やはり回収できない、回収の見込みのない債権をずっと管理してきたということになります。これについては、やはり適正な債権の管理という観点からしますと、いかがなものかというようなこともございまして、既に時効期間の経過して時効の援用をとられない、とることができないと、回収の見込みのないものと、既にいろいろな状況で返済する能力のない方、この4件について今回ご提案をさせていただいております。

何分ちょっと古いことで、当時の実際のことはなかなか私どもちょっとわからないわけでございますけれども、いずれにしても債権を放棄するということにつきましては、市に影響を与えているということでございまして、これについては私どもも深く反省をしているところでございます。

今後は、よりこういうことのないよう、最大限適正な債権管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをします。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） 部長に言わせれば30年前、確かに日本海中部地震、でも我々

の感覚からすれば、そんなに古いことではない。ああいう大地震を受けて、いろんなやっぱり防災なんかの対応等についても、それ以降もずっといろんな対応策をやっている中で、なぜこの部分だけはそういうとらえ方、認識で処理しようとしているのかなと。今お答えいただいたように、事実上、行政事務の管理上、はっきり言えば甘さ、怠慢があったというのは明確に答えているわけですから、やっぱり市長なり副市長なり、そこら辺の先ほど言ったように、やっぱりトップとしても行政事務の継続した執行をしている立場からは、それなりのお言葉があってもしかるべきなんではないかなと、それは言う必要のないことというようなとらえ方をしているのか、確認させてください。

○議長（吉田清孝君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） お答え申し上げます。

それこそ今、部長が申し上げたとおり、それなりに職務怠慢といたしますか、それが私どももこの件を聞かされて初めてわかったわけですけれども、もっと早くこの対応すべきことがなかったのかどうかということを議論はさせていただきました。結果的にはこのように今回提案させていただいておるわけですけれども、やはり何と云っても職務怠慢ということで、本当に私ども、それこそ職員の指導がよくなかったなという感じをしています。これからこのようなことのないような指導をしてまいりますので、その点ひとつよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田清孝君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第9号から第23号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第2号から第8号まで及び第24号から第34号までにつ

いては、予算特別委員会へ付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって議案第2号から第8号まで及び第24号から第34号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長(吉田清孝君) お諮りいたします。3月3日から12日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、3月3日から12日までは議事の都合により休会とし、3月13日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時43分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 9号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第13号 男鹿市若美文化振興館条例を廃止する条例について
- 議案第20号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第21号 若美歴史学習交流館の指定管理者の指定について

教育厚生委員会

- 議案第11号 男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 男鹿市社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 権利の放棄について
- 議案第17号 権利の放棄について
- 議案第18号 権利の放棄について
- 議案第19号 権利の放棄について

産業建設委員会

- 議案第14号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 下水道事業等の地方公営企業法適用に係る関係条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 市道の廃止について
- 議案第23号 市道の認定について

予算特別委員会

- 議案第 2号 平成25年度男鹿市一般会計補正予算（第8号）について

- 議案第 3 号 平成 2 5 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 4 号 平成 2 5 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 5 号 平成 2 5 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 号 平成 2 5 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 7 号 平成 2 5 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 号 平成 2 5 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度男鹿市下水道事業会計予算について
- 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について
- 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について